

## 第47号議案

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当について、支給期間に係る特例を設ける等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当</u></p>

改正後	改正前
<p>期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</u></p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) （略）</p> <p>12～17 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p>	<p>する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p> <p>5～10 （略）</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は任命権者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) （略）</p> <p>12～17 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>3 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>4 (略)</p>

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した教職員に対する第10条において準用する芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>付 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した教職員に対する第10条において準用する芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、任命権者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、任命権者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。</p> <p>5 (略)</p>

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中芦屋市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第3項及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例付則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 新条例第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

## 参 照 1

### 芦屋市職員の退職手当に関する条例及び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえ、雇用保険の失業等給付に相当する退職手当について、支給期間に係る特例を設ける等のため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

###### ア 失業者の退職手当の支給期間に関する特例の創設

失業者の退職手当（※1）の受給資格者で退職した日後に事業（※2）を開始した職員（※3）が、その旨を任命権者に申し出た場合（※4）には、3年を限度として、当該事業の実施期間を失業者の退職手当の支給期間に算入しないものとする。（第11条第4項）

※1 勤続12月以上（公務上の傷病等による特定退職者は6月以上）で退職した職員でその後一定期間失業しているものに対し、その者の退職手当の支給額がその者を雇用保険の受給者とみなした場合の失業等給付の額より少ない場合に、その差分を雇用保険の失業等給付に準じて退職手当として支給するものをいう。

※2 実施期間が30日未満のものその他規則で定めるもの（※ア）を除く。

※3 これに準ずる者として規則で定める職員（※イ）を含む。

※4 規則で定めるところにより申し出ること（※ウ）とする。

(規則で定める主な内容)

※ア 対象とならない事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (ア) 事業開始日から起算して30日を経過する日が、雇用保険法に規定する失業等給付の支給期間の末日後であるもの。
- (イ) その事業について、受給資格者が雇用保険法の就業手当又は再就職手当に相当する退職手当の支給を受けたもの。
- (ウ) その事業により受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの。

※イ 事業を開始した者に準ずる職員は、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 退職の日以前に事業を開始し、退職日後に当該事業に専念する職員
- (イ) その他事業を開始した者に準ずるものとして任命権者が認めた職員

※ウ 支給期間の特例に係る申出は次のとおり行うものとする。

- (ア) 申出は、受給期間延長等申請書に退職日後に事業を開始した職員又はイ(ア)の職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証等を添えて任命権者に提出することによって行う。
- (イ) 申出は、天災その他やむを得ない場合を除き、当該事業を始めた日の翌日から起算して、2か月以内にしなければならない。
- (ウ) 支給期間の延長の決定を受けた後に、受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更又は事業の廃止、休止があった場合には、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

イ 特定退職者の所定給付日数の延長等に関する暫定措置の延長

公務上の傷病等により退職した特定退職者で、雇用情勢が厳しい地域に居住し、かつ、再就職を促進するために必要な職業指導を受けることが適当であると任命権者が認めたものに対して、失業者の退職手当の所定給付日数を延長することができる暫定措置を、令和7年3月31日（現行は平成34年3月31日）まで延長する。（附則第3項）



ウ 職業安定法の一部改正に伴う引用条項の整理（第11条第11項）

エ その他規定の整理

(2) 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

(1)イと同じ。（付則第4項）

### 3 施行期日等

(1) 公布の日。ただし、2(1)ウは、令和4年10月1日から施行する。

(2) 2(1)イ及び(2)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(3) 2(1)アによる改正後の規定は、令和4年7月1日以後に事業を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

雇用保険法抜粋

(支給の期間の特例)

第20条の2 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から前条第1項及び第2項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、同条第1項及び第2項の規定による期間に算入しない。

国家公務員退職手当法抜粋

(失業者の退職手当)

第10条 (第1項省略)

(第2項省略)

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の内閣官房令で定める理由によるものである職員が雇用保険法第20条第2項に規定するときに相当するものとして内閣官房令で定めるときに該当する場合又は当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他内閣官房令で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして内閣官房令で定める職員が同法第20条の2に規定する場合に相当するものとして内閣官房令で定める場合に該当する場合に関しては、内閣官房令で、これらの規定に準じて、支給期間に

ついでの特例を定めることができる。

(第4項から第15項まで省略)

#### 失業者の退職手当支給規則抜粋

(法第10条第3項の内閣官房令で定める事業)

第8条の2 法第10条第3項の内閣官房令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、法第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第21条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの

(法第10条第3項の内閣官房令で定める職員)

第8条の3 法第10条第3項の内閣官房令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第3項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第8条の4 法第10条第3項に規定する雇用保険法第20条の2に規定する場合に相当するものとして内閣官房令で定める場合は、法第10条第1項に規定する退職の日後に同条第3項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が公共職業安定所長にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、別記様式第4による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他法第10条第1項に規定する退職の日後に同条第3項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて管轄公共職業安定所の長に提出することによって行うものとする。

3 前2項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が法第10条第3項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 管轄公共職業安定所の長は、特例申出をした者が法第10条第1項に規定する退職の日後に同条第3項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に別記様式第5による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合（第6項の規定により準用する第8条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、管轄公共職業安定所の長は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管轄公共職業安定所の長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管轄公共職業安定所の長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

- (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書
  - (2) 法第10条第3項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた  
受給期間延長等通知書及び受給資格証
- 6 第8条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第3項ただし書の場合における特例申出に、第8条第1項ただし書の規定は、第2項及び前項の場合に、第8条第3項及び第4項の規定は、第3項ただし書の場合における特例申出について準用する。

(法第10条第3項の支給期間の特例)

第8条の5 法第10条第3項の内閣官房令で定める支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から同条第1項により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）を同項の規定による支給期間に算入しないものとする。